

議案第9号

入間市商工業振興条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

平成31年2月19日提出

入間市長 田 中 龍 夫

提 案 理 由

中小企業者等への融資あっせんの拡充を図るため、根拠法を産業競争力強化法に改めるとともに、貸付限度額を引き上げたいので、この案を提出するものである。

## 入間市商工業振興条例の一部を改正する条例

入間市商工業振興条例（昭和60年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 創業者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項第1号、第3号又は第5号に規定する者

イ 産業競争力強化法第2条第24項第2号に規定する者のうち、次のいずれかに該当するもの

(ア) 当該事業を開始した日以後1年を経過していない者

(イ) 当該事業を開始した日以後1年を経過している者で事業を開始した日以後初めて行う地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2に規定する申告書の提出に基づく市民税の第1回目の納期が到来していないもの

ウ 産業競争力強化法第2条第24項第4号又は第6号に規定する者のうち、次のいずれかに該当するもの

(ア) 当該会社を設立した日以後1年を経過していない者

(イ) 当該会社を設立した日以後1年を経過している者で当該会社を設立した日以後初めて行う地方税法第321条の8に規定する申告書の提出の期限が未到来であり、かつ、当該申告書を提出していないもの

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを一号ずつ繰り上げる。

第5条第1項中「、創業者及び新規中小企業者」を「及び創業者」に改める。

別表第2の1の項中「1, 250万円」を「2, 000万円」に改め、同項対象資格の欄中第8号を第9号とし、第1号から第7号までを一号ずつ繰り下げ、同欄に第1号として次の一号を加える。

(1) 中小企業者又は中小企業団体（市と信用保証協会が協議して定める者に限る。以下「融資あつせん対象中小企業者等」という。）であること。

別表第2の2の項中「1, 250万円」を「2, 000万円」に改め、同項対象資格の欄中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを一号ずつ繰り下げ、同欄に第1号として次

の一号を加える。

- (1) 融資あつせん対象中小企業者等であること。

別表第2の3の項中「1, 500万円」を「2, 000万円」に改め、同項対象資格の欄第1号を次のように改める。

- (1) 創業者であつて、融資あつせん対象中小企業者等（中小企業団体を除く。以下この号において同じ。）であること（第2条第3号アの創業者にあつては、事業を開始する日又は会社を設立する日に融資あつせん対象中小企業者等となること。）。

別表第2の3の項対象資格の欄第2号中「創業者にあつては、市内に居住し」を「第2条第3号アの創業者にあつては、市内に居住し」に、「中小企業等経営強化法第2条第3項第3号」を「産業競争力強化法第2条第24項第5号」に改め、同欄中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同欄第3号中「新規中小企業者」を「第2条第3号イの創業者」に改め、「(法人にあつては、市内に本店又は支店の登記がされていること。)」を削り、同号の次に次の一号を加える。

- (4) 第2条第3号ウの創業者にあつては、市内に本店又は支店の登記がされており、市内において店舗、工場又は事業所を設け、事業を行つていること。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の入間市商工業振興条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に融資あつせんをするもの（平成31年3月26日以後に融資あつせんに係る申込書を受理したものをいう。）から適用し、施行日前に融資あつせんをするもの（平成31年3月25日以前に融資あつせんに係る申込書を受理したものをいう。）については、なお従前の例による。